

## 高知県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 高知県において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「高知県教育振興基本計画」という。）を策定するため、高知県教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (委員及び組織)

**第3条** 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から高知県教育振興基本計画の決定の日までとする。
- 4 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選によって定める。
- 6 副委員長は、委員長が指名する。
- 7 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (庶務)

**第5条** 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

### (雑則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、高知県教育振興基本計画の決定の日限り、その効力を失う。

### (経過措置)

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

## 高知県教育振興基本計画検討委員会委員名簿

いけ 池	やす 康	はる 晴	高知県高等学校長協会 会長
いま 今	にし 西	なお 尚	高知県国公立幼稚園・こども園会 会長
おお 大	の 野	よし 吉	高知県市町村教育委員会連合会 会長
おか 岡	たに 谷	ひで 英	高知大学教育学部 教授
かわ 川	きた 北	やす 恭	高知県高等学校PTA連合会 会長
かわ 川	しま 島	しょう 祥	高知県高等学校体育連盟 会長
これ 是	なが 永	こ かな子	高知大学教育学部 准教授
たけ 武	ち 市	さわ 佐和子	南国市立図書館 館長
とき 時	ひさ 久	けい 恵	高知県社会教育委員会 副委員長
にし 西	お 尾	ひろ 洋	高知県小中学校長会 会長
の 野	じま 島	とし 利	高知県小中学校PTA連合会 会長
はま 濱	かわ 川	ひろ 博	高知県臨床心理士会 副会長
ふる 古	や 谷	すみ 純	高知サンライズホテル 専務取締役
まつ 松	ばら 原	かず 和	高知市教育委員会 教育長 (任期:~平成27年12月)
やま 山	さき 崎	みち 道	一般社団法人 高知県工業会 会長
よこ 横	た 田	とし 寿	高知市教育委員会 教育長 (任期:平成28年1月~)

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点

## 第2期高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

### (設置)

**第1条** 第2期高知県教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を効果的かつ着実に推進するため、計画の進捗状況の点検、検証その他第2期計画に関する審議を行うため、第2期高知県教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (審議事項)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第2期計画の進捗状況の点検、検証に関すること。
- (2) その他第2期計画に関すること。

### (委員)

**第3条** 推進会議は、別紙の委員により組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要があると認められるときは、委員以外の者に推進会議の会議への出席を求めることができる。

### (組織)

**第4条** 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって定める。
- 3 副議長は、議長が指名する。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

**第5条** 推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

## 第2期高知県教育振興基本計画推進会議委員名簿

ありた 有田	なおみ 尚美	高知学園短期大学 准教授 (任期:平成29年6月～)
いとう 伊藤	まさたか 正孝	高知県立高知東高等学校長 (任期:平成29年6月～)
おかたに 岡谷	ひであき 英明	高知大学教育学部 教授
かりや 刈谷	よしたか 好孝	高知市立三里中学校長
かわだ 川田	よね み 米 實	児童発達支援センターぷらうらんど Kouminkan 代表 (任期:平成29年6月～)
きのした 木下	あつこ 敦子	高知県立大学地域教育研究センター 域学共生コーディネーター (任期:～平成29年6月)
これなが 是永	かなこ かな子	高知大学教育学部 准教授
とき ひさ 時 久	けいこ 恵子	香美市教育長
とだ 戸田	ひろし 浩	高知県立岡豊高等学校長 (任期:～平成29年6月)
のじま 野島	としかず 利和	高知県小中学校PTA連合会長
はま かわ 濱 川	ひろこ 博子	高知県臨床心理士会 副会長
ふるや 古谷	すみよ 純代	高知サンライズホテル 専務取締役
や の 矢野	ひろみつ 宏光	高知大学教育学部 准教授
やました 山下	ふみひと 文一	高知学園短期大学 准教授 (任期:～平成29年6月)

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点

## 改訂の方向1 チーム学校の構築の更なる推進

チーム学校の構築に向けた取組は着実に進んでおり、指定校等を中心に学力向上などの成果も表れてきた。各学校の目標の実現、教育課題の解決に向けてチーム学校の取組は不可欠であり、実践の普及とステップアップが必要である。今後、県内全ての学校における取組の本格的な展開を図るため、チーム学校の構築の更なる推進を図る。

### 1 小・中学校における授業改善の更なる充実

#### 【学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底】

- 一定規模の中学校での「教科のタテ持ち」の全面実施、小規模の中学校における教科間連携の取組の普及等による教員同士が学び合う仕組みの徹底
- 県内児童生徒の約半数を抱える高知市小・中・義務教育学校の学力向上の取組の推進に向けた高知市教育委員会との連携による指導体制の構築

#### 【国語学力向上に向けた取組】

- 文章を要約するための教材（小学生用・中学生用）の提供・活用促進
- 「リーディングスキルテスト」を活用した読解力向上のための授業改善の推進
- 授業改善プランに基づく学校訪問の実施

#### 【英語教育の推進に向けた取組】

- 基幹となる小学校への英語専科教員の配置、英語教育コア・エリアの指定等による地域全体の英語教育の強化
- 「英語力向上セミナー」（小学校英語中学校教員・英語専科教員対象）、「英語ブラッシュアップ講座」（全中学校英語教員対象）等、教員の英語力向上のための研修実施
- 「小学校版高知これ単」、中学校英語活用力テスト集」等、教材の配付・活用促進

### 2 高等学校におけるチーム学校の構築の取組

#### 【基礎学力の定着・向上に向けた取組の推進】

- 各教科で育成すべき資質・能力の明確化と学習到達目標の設定（全校で設定）
- 教科会の充実、「授業づくりBasicガイドブック(高校版)」を活用した学び直しの指導力向上など、授業改善に向けた取組の徹底
- 学びなおしの科目を選択可能とするための教育課程の見直しや教科会の定例化など、カリキュラムマネジメントの強化
- 各学校における上記の取組に対し、継続して指導・助言を行う「学校支援チーム」（校長OB、指導主事）の派遣

#### 【多様な生徒の社会的自立の支援の充実】

- 各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の改善及び実践内容の充実

### 3 教員の働き方改革に向けた取組の推進

- 勤務時間を客観的に把握するシステムを導入による適切な勤務時間管理の推進
- スクール・サポート・スタッフの配置等による教員負担の軽減
- 専門的な知識・技能を有し、単独指導や生徒引率も可能な部活動指導員の配置

## 改訂の方向2 厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の徹底

不登校やいじめなどへの組織的な対応を徹底し、校種間の連携強化により切れ目のない支援を実現するとともに、社会的自立が困難となっている若者の学び直しの機会を充実するなど、厳しい環境に置かれている子どもたちへの支援の一層の徹底を図る。

### 4 不登校の予防と支援に向けた体制の強化

#### 【抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現】

- 支援に必要な児童生徒の情報組織内で確実共有し、早期に適切な支援につなげるための校内支援会の強化
- 個別支援シートの活用による課題のある幼児児童生徒の情報の確実な引き継ぎなど、保幼小中高の連携の強化

#### 【教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化】

- SC,SSW等が関わることにより教育支援センター等につなぐなど、学校に登校できいない児童生徒の居場所や学習機会の確保
- 心の教育センターの教育相談及び学校支援機能の強化

### 5 いじめ防止等の総合的な取組の推進

- 学校支援地域本部事業による地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進
- 児童会・生徒会による主体的な取組の充実
- 校内支援体制充実のための学校支援
- 心の教育センターの教育相談及び学校支援機能の強化

### 6 学び直しの機会の充実

- 夜間中学の設置に向けた検討
- 学び直しの場としての定時制通信制高等学校の在り方検討

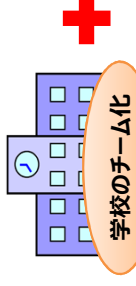
### その他の重要事項

- よりよい教育環境を保持するため、学校施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設を予防保全の考え方を取り入れながら、改修等を実施

基本目標の達成に向けて、これまで2年間の施策の実施状況を踏まえ、第2期高知県教育振興基本計画の取組を更に充実・強化！

## 対策のポイント

- 教員同士がチームを組んで組織的に学び合い、高め合う学校組織をつくる
- 外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校だけでは解決が困難な課題に対応



## 1 現状

◆ チーム学校の構築に向けた取組は着実に進んでおり、中学校における「教科のタテ持ち」等、先行的に取組を進めてきた指定校を中心に学力向上などの成果も表れてきた。

【全国学力・学習状況調査結果】

①小学校：6年生：37位 [H19]→15位 [H29]

②中学校：3年生：46位 [H19]→45位 [H29]

※数学Aの本県と全国の平均正答率の差 (H29:△2.7ポイント← H19:△9.1ポイント)

◆ 学校全体の教育力を高め、さまざまな教育課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制の構築が進んできた。

## 3 平成30年度の取組

### ① 小・中学校における授業改善の更なる充実

#### チーム学校による組織的な授業力の向上

##### 【学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底】

■ 一定規模の中学校における「教科のタテ持ち」の全面实施、小規模の中学校における教科間連携の取組の普及などにより、教員同士の学び合いを全ての中学校で推進

■ 県内の児童生徒の約半数を抱える高知市小・中・義務教育学校の学力向上の取組を推進するため、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築

##### 【国語学力向上に向けた取組】

■ 児童生徒の読解力の向上に向けて、効果的な教材の開発・普及を進めるとともに、拠点校における実践研究、教員研修の実施により、国語の授業改善を推進

##### 【英語教育の推進に向けた取組】

■ 小学校の英語学習の早期化・教科化等、新学習指導要領で示された英語教育の充実を図るため、教員の英語力・指導力の向上、組織的な推進体制の整備を推進

## 2 課題

- 先行的に取組を進めてきた学校の成果を普及し、全県的にチーム学校の構築に向けた取組を展開していく必要がある。
- 高等学校においては「社会的自立のための進路支援プログラム」の実効性を更に高める等、多様な学力・進路希望の生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進める必要がある。
- 教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保していくために、外部の専門家や地域人材の活用を一層進めていく必要がある。

### ② 高等学校におけるチーム学校の構築の取組

#### チーム学校による多様な学力・進路希望をもつ生徒への指導の充実

##### 【多様な生徒の社会的自立の支援の充実】

■ 詳細な分析に基づく各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の改善及び実践内容のさらなる充実

##### 【基礎学力の定着・向上に向けた取組の推進】

■ D3層の生徒の基礎学力の向上を図るため「学校支援チーム」による実践的指導を通じた各校におけるカリキュラムマネジメントの強化、組織的な授業改善の取組の徹底

### ③ 教員の働き方改革に向けた取組の推進

#### 教員が本来行うべき業務に注力できる環境の実現

■ 教員の勤務時間の適切な管理のもと、学校の組織マネジメント力の向上に向けた取組をさらに推進

## ○学力向上に向けて**教員同士が学び合う仕組みの徹底**

- 県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取組を推進するため、**高知市教育委員会と連携した指導体制を構築**
- 児童生徒の読解力の向上**に向けて、効果的な教材の開発・普及、拠点校における実践研究等により**国語の授業改善を推進**
- 小学校における英語学習の早期化・教科化等に対応**するため、教員の英語力・指導力の向上、**組織的な推進体制の整備を推進**

### 対策のポイント

## 1 現状

- ◆全小・中学校における「学校経営計画」の策定・実践を通じて、PDCAサイクルに基づく組織マネジメントが機能してきている。
- ◆中学校において、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当することで、教員同士が学び合い授業改善につなげる、「教科のタテ持ち」を導入する学校が着実に増加。
- ◆タテ持ち導入校では、教科会等を通じて授業力の向上に向けた教員同士の学び合いが充実し、児童生徒の学力向上にもつながってきている。

## 2 課題

- 「タテ持ち」指定校など、先行的に取組を進めてきた学校の成果を普及し、全体的にチーム学校の構築に向けた取組を展開していく必要がある。
- 新学習指導要領で求められる学びの実現、基礎学力の定着等の課題の解決に向けて、各学校における組織的・協働的な授業改善の取組を一層推進していく必要がある。
- 高知市においては、教育施策の計画立案・実施を行う部門等は県と同様に備わっているが、学校を直接、指導・支援する教育事務所の機能をもっていないため、一つ一つの学校や教員に対して十分な指導・支援ができていく。

## 3 平成30年度の取組

### 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底

- ◇**中学校組織力向上のための実践研究事業【12,612千円】**の全面実施
  - ・一定規模の中学校における「教科のタテ持ち」の全面実施  
研究指定校 [H29] 19校 → [H30] 31校
  - ・学校訪問指導の強化  
組織力向上エキスパートによる指導・助言 [H29] エキスパート2名 → [H30] 4名  
学力向上総括専門官による指導・助言  
(指定2年母校を中心に)



- 1つの学年の同じ教科を複数の教員が受け持つ「**タテ持ち**」
- 授業改善に向けて教員同士が学び合う「**教科会**」

### ◇**中学校教科間連携による授業力向上実践研究事業【777千円】**

- ・小規模の中学校における教科間連携の取組の普及  
研究指定校(H29・30年度:11校)による研究発表会  
実践事例をまとめたリーフレット等による情報発信

### 高知市教育委員会と連携した指導体制の構築

#### ◇**高知市教育委員会への指導主事派遣【56,000千円】**

- ・高知市教育委員会に新たに設置する「学力向上推進室」に指導主事を派遣し、高知市内のタテ持ち中学校や小学校や小学校への訪問指導を実施

#### 県市が協働して授業改善の徹底を図る取組の推進

#### 国語学力向上に向けた取組

- ◇**学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業【9,094千円】**
  - ・文章を読み取り要約するといった読解力を鍛える国語教材の活用促進

#### 英語教育の推進に向けた取組

#### ◇**英語教育強化プロジェクト事業【31,387千円】**

- ・小学校における英語の教科化に向けた教員の英語力向上のための研修の充実
- ・小学校版の英語教材の作成

### 各学校における組織的な授業改善に向けた取組の徹底

## 対策のポイント

- D3層の生徒※の基礎学力の向上を図るため、「**学校支援チーム**」による**実践的指導**を通じて、各校における**カリキュラムマネジメントの強化**を図るとともに、**組織的な授業改善の取組を徹底**
- 各学校の「**社会的自立のための進路支援プログラム**」の改善及び実践内容の更なる充実

\* 「D3層の生徒」=学力定着把握検査の結果、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が予測される生徒

## 1 現状

- ◆ 学力定着把握検査の結果、D3層の生徒の割合が3年次の4月段階で約3割に達している。  
【学力定着把握検査結果】  
高等学校：3年生（D3層生徒割合）：30.0% [H26] → 29.8% [H29]
- ◆ 全県立高校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、基礎学力・社会性の向上を図るための「社会的自立のための進路支援プログラム」が策定され、プログラムに基づく体系的な取組が展開されるようになってきている。

## 2 課題

- 授業の進め方が教員個々の力量に任されており、特に基礎学力定着が必要な生徒への指導が、まだ十分ではない。
- 多様な学力・進路希望の生徒の学ぶ意欲の向上を図るため、各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の実効性を更に高める必要がある。

## 3 平成30年度の取組





# チーム学校の構築による教員の働き方改革の推進

## 対策のポイント

教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動を充実するため、県教育委員会・市町村教育委員会・学校が連携して、「教員の働き方改革」を推進する。

### 1. 現状

- ◆ 学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化する中で、授業改善や生徒指導など、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にある。
- ◆ 教員の多忙化により長時間勤務が常態化する中、勤務の実態把握が十分でない。

### 3. 学校における取組

#### 学校経営

- ・ 経営計画に「目指すところ・成果」の実現等の視点を位置付け、学校の現状を分析
- ・ リーダーシップを発揮した積極的な学校経営



校長のマネジメント

#### ◆ 学校組織マネジメント力の向上

- ・ ICT等を活用した**出退勤の把握**による「勤務時間の見える化」
- ・ **定時退校日**や長期休業中の**学校閉庁日**等の設定と**保護者・地域住民への周知**
- ・ 会議の内容・回数・回数の見直しや行事の整理・統合等、**学校独自の業務改善を推進**

#### ◆ 業務の削減・効率化

- ・ 中学校では、運動部活動ガイドラインに沿った取組の実施
- ・ **休業日の設定（平日1日、週末1日）、活動時間の設定（平日2時間、その他は3時間程度）**
- ・ 中学校文化部及び県立学校もガイドラインを踏まえた取組の実施

#### ◆ 地域・外部人材の活用

- ・ 部活動の負担軽減
- ・ **運動部活動支援員**（82人）に加え、新たに引率・単独指導ができる**運動部活動指導員の活用**（市町村立中8名、県立中3名・高校17名）
- ・ 教員の専門性を必要としない業務（学習プリントの印刷等）の支援
- ・ **スクール・サポート・スタッフの活用**（3→20名）
- ・ 学習指導・支援の充実
- ・ **学習支援員の活用**（小中462名（H29.12月現在）→492名予定）（県立：115名→136名）
- ・ 教育相談支援体制の充実・強化
- ・ **SCの活用**（全公立学校）
- ・ **SSWの活用**（31→33市町村、3県立中、9→13県立高校、3→6県立特別支援学校）
- ・ **学校支援地域本部の活用**（小中学校：202校→257校予定）



チーム学校の加速化

### 目指すところ・成果

#### 子どもと向き合う時間の確保

- ★教材研究、教科会や支援会等の充実
- ★生徒指導や保護者への対応



#### 働き方に関する意識改革

- ★生徒の家庭学習の充実と心身の健康増進
- ★教員の自己研鑽の機会確保と家庭生活の充実、心身の健康増進



### 4. 県教育委員会の主な事業

#### ◆ 学校組織マネジメント力の向上

- ・ **学校現場における業務改善加速事業** 【3,200千円】

モデル地域を拡大し、業務改善の取組を推進（4市6中→6市8中13小）

全公立学校長にマネジメント研修を実施

#### ・ 勤務時間把握のための環境整備

全県立学校にICTを活用した勤務時間把握システムの導入

【6,248千円】

#### ◆ 業務の削減・効率化

- ・ 市町村立学校への統合型校務支援システム導入を検討

#### ・ 部活動の負担軽減

- ・ 休養日及び活動時間の方針を定めた運動部活動ガイドラインの作成と関係団体との協議
- ・ 学校への調査・報告等の精選、研修会等の見直し



#### ◆ 地域・外部人材の活用

- ・ **運動部活動指導員・支援員の配置** 【36,833千円】
- ・ **学習支援員の配置** 【192,271千円(市町村)】
- ・ **SC・SSWの配置** 【396,536千円】
- ・ **スクール・サポート・スタッフの配置** 【25,200千円】
- ・ **学校支援地域本部の設置促進** 【76,200千円】

【16,491千円(県立)】

## 対策のポイント

- 不登校やいじめ等の問題に対し、組織的な対応が可能な校内支援体制の構築と、外部の専門人材や専門機関の積極的な活用
- 就学前から高等学校まで校種間の連携による切れ目のない支援の実現
- 不登校やいじめを経験するなどして社会に一歩を踏み出せない若者の自立と学び直しを支援

## 3 平成30年度の取組

### 就学前

#### 就学前教育の充実

#### ◆就学前教育の質の向上

- 保育士の資質の向上及び組織的な取組の充実  
【8,733千円】
- 保幼小の円滑な接続プラン作成の助言・支援

#### ◆家庭支援推進保育士の配置

- 【43,254千円】
- 支援を必要とする子どもや保護者への支援等  
H29:68人 → H30:72人

#### ◆スクールソーシャルワーカー活用事業

- 【9,898千円】
- 家庭への配慮が必要な幼児と保護者を支援  
(5歳児から小学校入学前への切れ目のない支援)  
H29:17市町村組合29人  
→ H30:19市町村組合32人



## 1 現状

- ◆ 学力の未定着、不登校やいじめなどの困難に直面している子どもたちを支えるため、保護者の子育て力の向上や、スクールカウンセラー等の専門人材の配置拡充などを進めている。
- ◆ 各学校における校内支援会の実施を徹底する等、生徒指導上の諸問題について、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制の構築に向けた取組を進めている。

## 2 課題

- 校種間で課題のある児童生徒の情報が十分に共有できておらず、中学1年時、高校1年時において新規の不登校が多くなる状況を防ぐことができていない。
- 校内支援会の実施は徹底されてきているが、児童生徒のリスクレベルの判断が学級担任に任されている等、必要な情報が校内で共有されない場合がある。

### 小学校

#### ◆ 学校支援地域本部等事業【76,200千円】

- H29:33市町村88支援本部170校 → H30:33市町村125支援本部218校
- ・県立高等学校 H29:4校 → H30:5校
- ・学校地域連携推進担当指導主事(4名)の配置

#### ◆ 放課後子ども総合プラン推進事業

- 【565,787千円】
- 放課後子ども教室  
H29:147か所 → H30:148か所
- 放課後児童クラブ  
H29:168か所 → H30:175か所



## 知

#### ◆ 放課後等における学習支援事業【192,271千円】

- 小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援  
H29:30市町村(学校組合)、小学校107校、中学校73校(462人)  
→ H30:31市町村(学校組合)、小学校122校、中学校78校(492人)

## 徳

#### ◆ スクールカウンセラー(SC)等活用事業

- 全公立学校8支援  
【289,793千円】
- 350校(小学校192校・中学校105校・義務教育学校2校・高等学校37校・特別支援学校14校)
- ◆ スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業  
【106,743千円】
- H29:31市町村、3県立中高、9県立高校、3特別支援学校  
→ H30:33市町村、3県立中高、13県立高校、6特別支援学校

## 体

#### ◆ 食育推進支援事業【960千円】

- ・ボランティアによる食事提供、活動の支援



### 中学校



学校支援地域本部の立ち上げや活動を支援  
学校地域連携推進担当指導主事  
地域人材の発掘

#### ◆ 学び直しの機会の充実

- 夜間中学の設置に向けた検討
- 学び直しの場としての定時制通信制高等学校の在り方検討

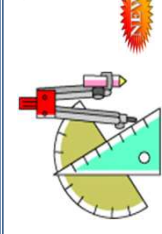
#### 「支援」(学校支援地域本部)から「連携・協働」(地域学校協働本部)へ

#### ○ 学び場人材バンク

- ・児童クラブや子ども教室、学校支援地域本部等において教育支援を行う人材の発掘・マッチング等

#### ◆ 若者の学びなおしと自立支援事業

- 【48,646千円】
- 「若者サポートステーション」によるニートや引きこもり傾向にある若者の就労・就学支援



#### ◆ 学習支援員の配置拡充【16,491千円】

- 放課後や長期休業期間中に生徒へ補力補習  
H29:延べ115人約5,000時間(見込)  
→ H30:延べ136人約5,750時間
- 中山間地域の学力向上位置を指導できる人材の確保に向け、市部の支援員等が指導に赴く際の交通費を支給

## 不登校の予防やいじめの防止に向けた総合的な支援体制の強化

### 【抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現】

- 校内支援会の強化
  - 保幼小中高の連携の強化
  - 進学に重点を置いた高等学校(進学校)における支援の充実
- 【教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化】
- 各教育委員会単位での情報収集と支援の実施
  - 学校に登校できていない児童生徒の居場所学習機会会の確保

#### ◆ 心の教育センターの体制の充実強化【53,090千円】

- ・心の教育センターの研修機能を教育センターに移管し、教育相談体制及び学校支援を強化

# 不登校の予防やいじめの防止に向けた総合的な支援体制の強化

不登校の予防やいじめの防止については児童生徒への早期対応や適切な支援を実現するために、各学校において校内組織で確実な情報共有と外部の専門人材の効果的な活用を推進し、実効性のある校内支援会を確立するとともに、校種間の連携を強化する。

## 趣旨

### 現状・課題

- 小・中学校において、全国より不登校出現率が高い。
- 中学不登校生徒数が急増し、新たに不登校となる生徒数も多い。また、2・3年の継続率も高い。
- 中1で新規不登校となった生徒の中には、小学校での出席状況等に何らかの兆候が見られる生徒がいる。
- 進学に重点を置いた学校（以下「進学校」）では、1年時に新規の不登校となる生徒が多く、その他の学校では中学校から不登校が継続する生徒が多い。
- 進学校では、学習への不安から不登校となる生徒が一定数いる。
- 学校等が関わることができていない不登校児童生徒が一定数いる。

### 対策

★必要に応じて各学校の校内支援会等に心の教育センターからSC,SSWを派遣し、助言を行うなどの支援を実施

### 心の教育センター 県教育委員会

★個別支援シートによる引継ぎ

★個別支援シートによる引継ぎ

★個別支援シートによる引継ぎ

★各中学校区共通の個別支援シートを使用  
★リスクレベルに応じた引継ぎの実施  
★専門家や関係機関を入れた定期的な支援会議の開催

### 保育所・幼稚園

★全ての学校で支援の必要な児童生徒のリスト及び個別支援シートを作成  
★リスクレベルに応じた学年間・校種間の引継ぎの実施

### 高等学校

### 中学校

### 小学校

### 小中合同支援会議

### 市町村教育委員会

### 教育支援センター

### 福祉部局

## 抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現

### 1 校内支援会の強化

#### 支援の必要な児童生徒のリストの作成と活用（全ての学校）

□ 学級担任が事前的情報把握により、支援の必要な児童生徒のリストを作成し、校内支援会でリスクレベルの判断等の評価を行い、リストについては、各学年間で確実に情報伝達を行う。

#### 個別支援シートの作成と活用（全ての学校）

□ 校内支援会において、個別ケースが必要と判断された児童生徒については、個別の支援シートを作成し、継続した「見立て→手立て→実践→検証」のサイクルを徹底する。

#### リスクレベルの低い児童生徒への支援の徹底（全ての学校）

□ 出席状況（欠席3日以上、遅刻、早退等）についても、気になる兆候が見え始めた児童生徒については、学年会等で検討したうえでリストに載せ、校内支援会で確認すると同時に、家庭訪問や面談を行うなどの早期の支援を開始することを徹底する。

### 2 保幼・小・中・高の連携の強化

#### 情報共有と引継ぎの徹底（全ての保幼・学校）

□ リスクレベルの低い幼児・児童生徒の情報についても抜かすことなく、学年間・校種間で確実に引き継ぐ。

#### 校内支援会への相互参加（小中学校）

□ 小中学校の生徒指導担当や養護教諭等による各学校の校内支援会への相互参加により、小中間の技がかりのない情報共有と小中連続性のあるチーム支援を実施する。

#### 小中合同支援会議の実施（指定校の小中学校）

□ 小中合同支援会議のコーディネーター（担当者）を各小中学校に置き、計画的・定期的に専門家や関係機関を入れて会議を開催する。

#### 進学校における支援の充実（高等学校）

□ 小学6年、中学1年担当教員、管理職等が参加し、効果的な支援を引き継ぐ。

## 今後の取組強化の方向性

- 1 各学校で実施される校内支援会の実効性をさらに向上させる。
- 2 すべての課題のある児童生徒について、校種間の情報連携、行動連携をさらに充実させる。
- 3 進学校において、学習に不安を感じる生徒への支援を充実させる。
- 4 市町村教育委員会の主体性を発揮した学校支援を推進する。
- 5 学校等が関わることができていない児童生徒をまずは関係機関へつなげる。
- 6 心の教育センターの相談支援体制を強化する。

スクールカウンセラー等活用事業 [289,793千円]  
スクールソーシャルワーカー活用事業 [106,743千円]

夢いっぱいプロジェクト推進事業 [9,347千円]

## 教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化

### 4 各教育委員会単位の情報収集と支援の実施

□ 児童生徒の出席状況等を把握し、リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてSC,SSW等の助言を受け、支援の効果について検証し、学校への助言を行う。

### 5 学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保

□ まずは教育支援センター等につなげるため、学校、S C, S S W等を中心とって児童生徒や保護者への関わり支援を行う。

### 6 心の教育センターの機能強化

□ 心の教育センターの研修機能を教育センターに移管し、教育相談及び学校支援を強化する。

心の教育センター相談支援事業 [53,090千円]  
スクールカウンセラー等活用事業 [289,793千円(再掲)]  
スクールソーシャルワーカー活用事業 [106,743千円(再掲)]